

## 2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和4年度 [ 経 済 局 ]

事業名
5 款 1 項 2 目 企業立地促進条例による助成事業

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	2,491,525						2,491,525
執行見込額	2,515,155						2,515,155
今回補正要求額	(23,630)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(23,630)

(要求内容)

**【事業概要】**

企業立地促進条例は、企業立地等促進特定地域等において、助成金の交付及び法人市民税の軽減を講ずることにより、企業立地等の促進を図り、併せて、雇用機会の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることで横浜経済の活性化を促進することを目的としています。令和4年11月末現在で158件の事業計画を認定しており、雇用機会の増大や市内企業の事業機会の拡大、税収の確保にもつながっています。

少子高齢化や人口減少に伴い、経済活動の縮小や市税収入の減少が懸念される中、福祉や子育て等の市民サービスを確実に提供し続けていくためには、引き続き中小企業をはじめとする市内企業の成長・発展を後押しするとともに、新たな立地を促すことで法人関連税を確保し、財政基盤を強化していくことが必要です。

**【補正要求概要】**

助成対象の一部の申請企業について、予算編成時期の関係などから、事業計画の認定投資額や法人市民税納付実績等を基にした見込額で予算計上せざるを得ず、実績が見込み額を上回ったため、増額するものです。

◆助成金の算定方法

・取得型助成金：  
一定の条件を満たす投資（本社・研究所等の新設等）を行う事業者に対し、固定資産（土地・家屋・償却資産等）の取得に要した費用（以下、「投下資本額」）に助成率（8～12％）を乗じた金額を助成金として交付します。

・テナント型助成金：  
事業所を賃借して本社等を設置する事業者で、一定の条件を満たす場合、納付した法人市民税法人税割額の相当額を助成金として交付します。

・市民雇用助成金：  
取得型若しくはテナント型の助成等を受ける事業者が新たに雇用する市民雇用者の人数に応じて、助成金を交付します。

◆助成金の確定時期

・取得型助成金：  
助成金交付の前年度中に交付額が確定をします。予算編成時に見込んだ投下資本額より実際の投下資本額が少なかったため、助成金額が減額となりました。

・テナント型助成金：  
企業が納付した法人市民税相当額を助成金として交付する制度のため、企業から納税額の報告を受けてから助成金が確定します。今年度は当初見込みより企業の納付額が多かったことにより、助成金額が増額となりました。

・市民雇用助成金：  
前年度までに確定した助成金額を予算計上しています。

**【 事業費の内訳 】**

	現計予算額 A	補正要求額 B	補正後現計 A+B	説 明
①取得型助成金	2,376,025	△ 60,595	2,315,430	投下資本額の確定に伴う減。 交付対象：34件
②テナント型助成金	15,000	84,225	99,225	企業が納付した法人市民税が見込み を上回ったことによる増。 交付対象：3件
③市民雇用助成金	100,500		100,500	交付対象：7件
合 計	2,491,525	23,630	2,515,155	

**【 事業スケジュール 】**

助成金支給

R 4 年 度											
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
		市民雇用					テナント				取得

\*現計予算額は、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。

## 2 月 補 正 事 業 計 画 書

令和 4 年度 [ 経 済 局 ]

事 業 名
5 款 1 項 3 目 小規模事業者向け緊急支援補助金 (小規模事業者への支援強化事業)

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額*	22,000	11,000					11,000
執行見込額	201,927	11,000					190,927
今回補正要求額	(179,927)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(179,927)

### 【事業概要】

本市中小企業支援センター（IDEC横浜）による市内小規模事業者に向けた訪問等を行い、コロナ禍からの経営回復に向けた支援を含め経営相談支援を行うとともに、生産性向上や業績回復に向けた効果的な設備投資等を支援します。  
 ※小規模事業者：中小企業基本法の「小規模事業者」等を指します。

### 【補正要求概要】

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に対応するために令和4年2月に緊急的に募集・申請受付を開始した、市内小規模事業者の感染症対策に資する設備等の導入に対する補助を計上します。

#### ◆実施概要

- ・主な対象要件：①横浜市内に事業所があり、小規模事業者であること。  
 ②申請の時点で創業から12か月を経過していること。  
 ③事前エントリーの確定者であること。
- ・補助対象設備：感染症対策に資する、市内の事業所に導入する設備【遮蔽物、コロナ検査キット、換気設備 他】
- ・補助金交付者数：1,081者
- ・補助金交付額：161,395千円
- ・助成額：補助上限額 200千円 補助対象経費の9/10

### 【事業費の内訳】

	現計予算額 A	補正要求額 B	補正後現計 A+B	説 明
①負担金補助及び交付金 (小規模事業者支援事業補助金、小規模事業者設備投資助成金)	22,000	0	22,000	
②負担金補助及び交付金 (小規模事業者向け緊急支援補助金)	0	161,395	161,395	補助金交付者数1,081者
②事務委託		18,532	18,532	業務に係る委託費
合 計	22,000	179,927	201,927	

### 【事業スケジュール】

助成金支給

3～4年度							
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
受付開始	交付開始						支給終了

\*現計予算額とは、当初予算額と補正予算額の合計のことを指します。